知多市告示第１４６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４４条の３第１項及び第２項の規定により、道路上に放置された違法放置等物件を除去し、一時保管したので、同条第３項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占用者等は、知多市都市整備部土木課に申し出ること。

令和８年１０月３０日

知多市長　伊　藤　清一郎

１　保管した違法放置等物件

別紙のとおり

２　保管した違法放置等物件の放置されていた場所

別紙のとおり

３　違法放置等物件を除去した日時

別紙のとおり

４　違法放置等物件の保管を開始した日時

別紙のとおり

５　違法放置等物件の保管場所

別紙のとおり

６　連絡先

知多市役所土木課（管理チーム）　電話０５６２－３６－２６７０

７　所有権の帰属

告示の日から起算して６か月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は知多市長に帰属する。

別紙

保管した違法放置等物件			保管した違法放置等物件の放置されていた場所	違法放置等物件を除去した日時	違法放置等物件の保管を開始した日時	違法放置等物件の保管場所
名称又は種類	形状	数量				
普通自転車	メーカー：不明 車体の色：シルバー 車体番号：H5H36888 防犯登録：17オ04852	1台	南粕谷１丁目20-296	令和8年10月26日　14時00分	令和8年10月26日　15時00分	知多市南浜町２２番１
普通自転車	メーカー：DCM 車体の色：青 車体番号：V201116823 防犯登録：25リ74015	1台	日長字江口36-2	令和8年10月26日　13時30分	令和8年10月26日　15時00分	知多市南浜町２２番１